

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	大樹町

大樹町鳥獣被害防止計画

令和 4 年度～令和 6 年度

<連絡先>

担当部署名 : 大樹町農林水産課農政係
所在地 : 北海道広尾郡大樹町東本通 33 番地
電話番号 : 01558-6-2111 (内線) 330
01558-6-2115 (直通)
F A X 番号 : 01558-6-4833
メールアドレス :
nousei-kakari@town.taiki.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、キジバト、アライグマ、タヌキ、タンチョウ、ゴマフアザラシ・ゼニガタアザラシ（以下、アザラシ類と表記）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	大樹町（全域）

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害規模等
ヒグマ	小麦	521	2.70	-
	てん菜	3,527	4.50	-
	デントコーン	6,418	12.80	-
	牧草ロール	152	-	22個
エゾシカ	牧草	16,345	70.93	-
	小麦	1,426	7.39	-
	大豆	375	1.33	-
	小豆	8,104	9.45	-
	手亡	68	0.08	-
	てん菜	2,708	3.45	-
	スイートコーン	30	0.05	-
	デントコーン	2,545	5.07	-
	大根	8,562	2.80	-
	馬鈴薯	5,954	3.88	-
そば	1,005	5.00	-	
キツネ	小豆	129	0.15	-
	スイートコーン	149	0.25	-
	牛	1,050	-	12頭
	大根	306	0.15	-
	てん菜	313	0.40	-
アライグマ	スイートコーン	60	0.10	-
	牧草ロール	7	-	1個
タヌキ	スイートコーン	60	0.10	-
	麦稈	12	-	2個

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害規模等
カラス	てん菜	78	0.10	-
	牧草	550	6.00	-
	牧草ロール	1,877	-	272個
	牛	2,800	-	15頭
キジバト ドバト	デントコーン	100	0.20	-
	飼料・配合飼料	51	-	170 kg
タンチョウ	デントコーン	552	1.10	-
	小麦	193	0.50	-
	てん菜	235	0.30	-

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<ヒグマ>

畑及び集落・市街地付近における目撃情報が多数寄せられており、小麦やてん菜、飼料作物の食害に加え、圃場周辺に出没し、農作業にも支障をきたしている。

<エゾシカ>

播種期から収穫期にかけて農作物や飼料作物の食害が多発しており、多額の農業被害が生じている。また冬期間の樹皮や苗木の食害、雄の角擦りによる森林被害も生じている。その他、道路への飛び出しによる交通事故も多発している。

<キツネ>

一年を通して牛舎周辺の飼料等の食害や、出産直後の成牛や仔牛を襲う被害が発生している。また市街地での出没も多発しており、糞による感染症発生の懸念がある。

<カラス>

一年を通してロールパックやサイレージの穴開け、家畜への攻撃による被害が発生している。また、市街地での群舞が確認されており、景観の悪化や糞害が発生している。

<ドバト・キジバト>

一年を通して牛舎周辺の飼料等の食害が発生している。また、牛舎に住み着くため、糞害による伝染病の蔓延が懸念される。

<アライグマ>

十勝全域で生息数が急上昇し、大樹町においてもほぼ全域で目撃情報が寄せられており、年々捕獲数が増加している。農作物やロールパックの食害が発生している。

<タヌキ>

大樹町においてほぼ全域で目撃情報が寄せられており、農作物の食害が発生している。

<タンチョウ>

農作物の食害が発生している。特別天然記念物であることから捕獲を行うことは不可能であるが、対策を講じる必要がある。

<アザラシ類>

敷設された定置網に侵入し、漁獲物の食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
対象鳥獣による 農業被害	被害額	66,262 千円	59,635 千円	10%減
	被害面積	138.68 ha	124.81 ha	10%減
ヒグマによる人襲被害		人襲被害なし	人襲被害なし (被害未然防止)	現状の維持
アザラシ類による漁業被害		2,121 千円	1,908 千円	10%減
計	被害額	68,383 千円	61,543 千円	
	被害面積	138.68 ha	124.81 ha	

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組み	<ul style="list-style-type: none"> 大樹町鳥獣被害対策実施隊を編成し、巡回調査や追い払い、捕獲活動を行っている。 ヒグマ用の箱罠を設置し、捕獲活動を推進している。 エゾシカ用くくりわなやキツネ、アライグマ、タヌキ用の箱罠の貸出を行い、捕獲活動を推進している。 ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス類、ハト類、アライグマの捕獲に対し、奨励金を支出している。 ICT機器を活用した大型囲い罠を設置し、エゾシカの誘引捕獲作業の省力化およびその捕獲効率の検証を目的とした実証実験を実施している。 アザラシ類の漁業被害防止に向け、網上げの時間帯を変更するなどの対策を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会員の高齢化による会員の減少に伴い、現在の捕獲駆除体制を維持していくことが困難な状況が予想される。 キツネ、アライグマの目撃情報が増加しているため、重点的に捕獲活動を行う必要がある。 市街地周辺のカラス類の生息数が増加しているため、対策を講じる必要がある。 アザラシ類による漁業被害防止に向け、引き続き対策を講じる必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止策を設置する農業者に対し、設置経費の一部を助成している。	設置箇所が数カ所に渡り、維持管理が困難である。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

町、農業関連団体、林業関連団体、漁業関連団体、猟友会の代表者で組織する有害鳥獣被害対策協議会により、有害鳥獣対策を推進する。具体的には、畑作物等への食害を未然に防止するため、各農村地区共同による電気牧柵の設置の他、従前どおり猟友会の協力を得た銃猟による有害鳥獣の捕獲を実施するとともに、ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ、タヌキ等の捕獲に向けた罠の充実化、アザラシ類の被害抑制に向けた改良型定置網の導入検討、特別天然記念物であるタンチョウの被害防止に向けた花火等を使用した追い払いなど、農林漁業被害の防止に努める。また、猟友会員の高齢化、会員の減員による捕獲、駆除体制が将来維持できないことも考えられることから、若手猟友会員の育成や、狩猟免許取得に対する補助体制を充実させ、新規会員の増加を図る。その他、有害鳥獣被害対策協議会以外の関係団体とも連携を図りながら、対策の推進を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲にあたっては、北海道猟友会大樹支部の協力により実施している。また、町では鳥獣被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員を同会員から選出し、巡回や追払い、捕獲業務を委嘱している。

有害鳥獣被害対策協議会内において、農林漁業被害情報などの共有化を図るとともに、円滑な捕獲、駆除体制を確立し、有害鳥獣被害対策を推進する。なお対策推進にあたり、効果的・効率的な捕獲のためライフル銃を使用する場合があります。町で定めた要件を満たした者のみ捕獲時にライフル銃を使用している。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	有害鳥獣全般	初心者猟銃等所持講習会、狩猟免許等のPR推進 農林業被害状況報告の取りまとめ 有害鳥獣捕獲助成事業（捕獲駆除謝礼、ハンター保険助成等） 捕獲機材の購入（ヒグマ用箱罠：1基、キツネ用箱罠：2基） 電気牧柵購入費用の一部助成：20機 一斉駆除の実施 ICT機器を活用した大型囲い罠による捕獲実証試験
令和5年度	有害鳥獣全般	初心者猟銃等所持講習会、狩猟免許等のPR推進 農林業被害状況報告の取りまとめ 有害鳥獣捕獲助成事業（捕獲駆除謝礼、ハンター保険助成等） 捕獲機材の購入（ヒグマ用箱罠：1基、キツネ用箱罠：2基） 電気牧柵購入費用の一部助成：20機 一斉駆除の実施 ICT機器を活用した大型囲い罠による捕獲実証試験

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	有害鳥獣全般	初心者猟銃等所持講習会、狩猟免許等のPR推進 農林業被害状況報告の取りまとめ 有害鳥獣捕獲助成事業（捕獲駆除謝礼、ハンター保険助成等） 捕獲機材の購入（ヒグマ用箱罠：1基、キツネ用箱罠：2基） 電気牧柵購入費用の一部助成：20機 一斉駆除の実施 ICT機器を活用した大型囲い罠による捕獲実証試験

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>本町西部には日高山脈が連なり、北部から東北部にかけては丘陵地となっており、ヒグマ、エゾシカ等有害対象鳥獣が数多く往来しており、生息状況を把握することが困難であるため、営農被害があった箇所を重点的に捕獲する。被害防止計画における捕獲計画数については、過去の捕獲頭数の実績とするが、各年度の捕獲計画数は農業被害の状況に応じて、協議会内の意見を踏まえ設定する。</p> <p>ただし、ヒグマにあっては被害の未然防止対策を講じることを基本とするほか、出没状況に応じてハンターによる追い払いや捕獲活動を実施する。</p> <p>タンチョウおよびアザラシ類については鳥獣保護法で規定する稀少鳥獣であるため捕獲計画数を定めず、被害防止を推進する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和3年度実績 (頭・羽)	令和4年度 (頭・羽)	令和5年度 (頭・羽)	令和6年度 (頭・羽)
ヒグマ	22	30	30	30
エゾシカ	1142	1200	1200	1200
キツネ	139	150	150	150
ハシボソカラス・ ハシブトカラス	625	900	900	900
ドバト・キジバト	670	900	900	900
アライグマ	65	80	80	80
タヌキ	0	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ヒグマは目撃情報があり次第随時、実施隊員の巡回、箱罠の設置及び猟銃による捕獲を実施する。エゾシカ及びハト類については、被害農家を中心にくくり罠及び猟銃による捕獲を行う。キツネ、カラス類、ハト類、アライグマ、タヌキについては、全町的に被害が寄せられていることから、被害のあった箇所を中心に猟銃及び箱罠による捕獲を行う。また、特別天然記念物であるタンチョウについては、捕獲することができないため、被害のある圃場において花火等による追い払いを行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
捕獲にあたっては、遠い距離にいる有害鳥獣を仕留めることも必要であることから、ライフル銃の免許を取得している鳥獣被害対策実施隊員には、ライフル銃での捕獲を許可している。鳥獣被害実施隊の活動は4月1日から10月下旬までとして各隊員は大樹町内の担当地区を巡回して出没状況の確認や捕獲を行っている。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大樹町	エゾシカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ、エゾシカ	電気牧柵 20機予定	電気牧柵 20機予定	電気牧柵 20機予定

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～	ヒグマ	農畜産物残渣や生ゴミ等のヒグマを誘引するおそれのある物の管理の徹底

令和6年度	ヒグマ エゾシカ	各地区（農家）による電気柵の活用
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	ヒグマ エゾシカ キツネ カラス類 ハト類 アライグマ タヌキ タンチョウ	有害鳥獣による農産物被害等の未然防止を図るため、鳥獣被害対策実施隊員による有害鳥獣捕獲、追払いの巡回業務を実施

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

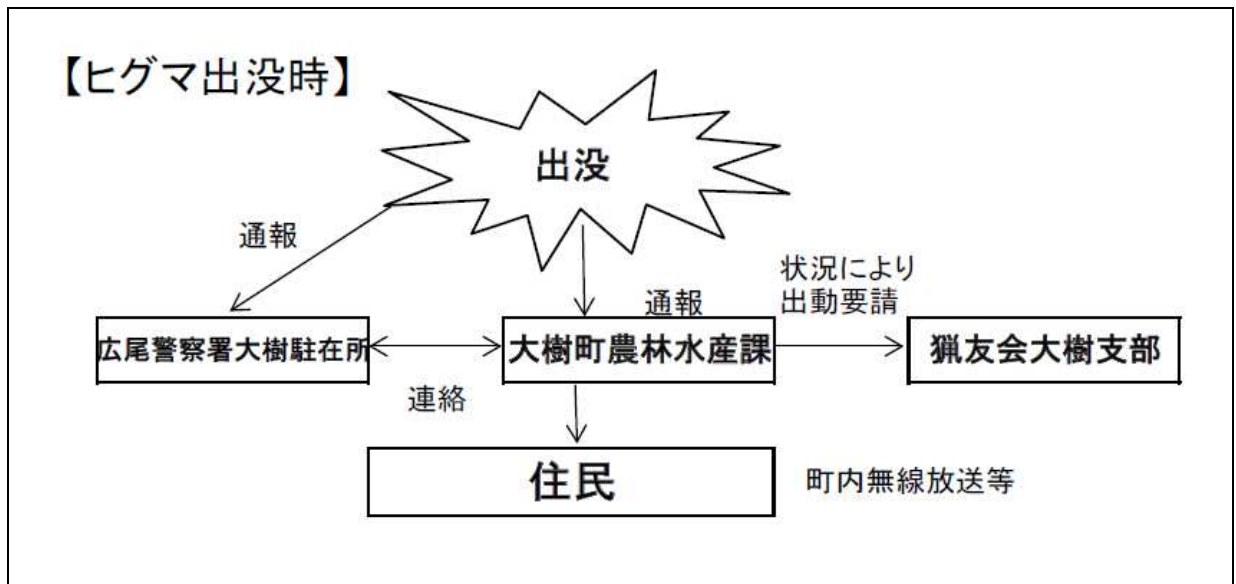
関係機関等の名称	役割
大樹町役場農林水産課	現場確認、住民への広報、関係機関へ連絡
広尾警察署大樹駐在所	危険区域巡回、付近住民への広報
北海道猟友会大樹支部	有害鳥獣の捕獲

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を
作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣の捕獲処理にあたっては原則持ち帰りとし、持ち帰りが困難な場合には生態系に

影響を及ぼさないよう適地において埋設処理を行う。学術研究などに用いる有害鳥獣にあつては、持ち帰ったうえで適切な処理を行う。不要な部位などは捕獲現場等において埋設処理を行うほか、少量の物については南十勝環境衛生センターにおいて焼却処理を行う。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護及び管理に化す学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカの捕獲処理にあたっては食肉加工をするなど有効活用を行う。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称 : 大樹町有害鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称	役割
大樹町農業協同組合	有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農指導等、事業実施の推進
忠類農業協同組合	有害鳥獣による営農被害の未然防止に向けた営農指導等、事業実施の推進
十勝農業改良普及センター 十勝南部支所	被害作物の安定生産に向けた技術指導等
十勝西部森林管理署	有害鳥獣による国有林被害の未然防止に向けた管理業務と有害鳥獣駆除の協力等
十勝総合振興局森林室	有害鳥獣による道有林被害の未然防止に向けた管理業務と有害鳥獣駆除の協力等
大樹町森林組合	有害鳥獣による民有林被害の未然防止に向けた施業指導等
大樹漁業協同組合	有害鳥獣による漁業被害の軽減に向けた対策等の実施、被害の把握
北海道猟友会大樹支部	有害鳥獣捕獲等
大樹町	有害鳥獣による農林漁業被害の未然防止に向けた業務並びに各種事業の取組、各関係機関との調整等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局環境生活課	有害鳥獣捕獲許可等
十勝総合振興局水産課	海獣被害に対する検討及び推進等

(注) 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を

記入する。協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員は鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第3項に規定する者とする。なお、本実施隊は対象鳥獣の捕獲に係る業務を行い、本町の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行するものとする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による農林漁業被害においては、農業者、漁業者ならびに森林所有者自らが被害防止の対策を図ることが重要であるため、大樹町有害鳥獣被害対策協議会では、協議会内での検討及び関係機関による農業者、漁業者並びに森林所有者への指導、広報活動等による対策を講ずることとする。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲機材（箱罟）の有効利用を図るため、適正な維持管理を行う。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。